

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回本庄市介護保険運営協議会		
開催日時	令和7年1月28日（火）	午前・ 午後 午前・ 午後	1時30分から 2時50分まで
開催場所	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫2階 多目的ホール		
出席者	運営協議会：巴委員、堀口委員、森委員、高橋委員、菌部委員、竹内委員、太田委員、内田委員、坂口委員、大塚委員、清水委員、須藤委員、岡田委員 事務局：山田福祉部長 介護保険課：丸山課長、高柳課長補佐、吉田主査、大西主任 高齢者福祉課：内田課長、宮前課長補佐、山口係長		
欠席者	丸橋委員、櫻井委員		
議題 (次第)	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 報告事項 (1) 地域密着型サービス事業者公募について (2) 本庄市介護保険事業概要について (3) 地域密着型サービスについて (4) 介護給付費等に関するモニタリング等について 4 その他 5 閉会		
配付資料	・ 会議次第 ・ 資料 1-1 地域密着型サービス事業者公募について ・ 資料 1-2 令和6年度地域密着型サービス事業者募集要領 ・ 資料 1-3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）事業者募集要領 ・ 資料 2 令和5年度介護保険事業概要 ・ 資料 3-1 本庄市地域密着型サービス事業所一覧 ・ 資料 3-2 地域密着型サービス事業所指定・更新・廃止状況 ・ 資料 3-3 地域密着型サービス利用状況一覧 ・ 資料 4-1 介護給付費等に関するモニタリング等について ・ 資料 4-2 地域分析・検討結果記入シート ・ 第9期の委員名簿 ・ 介護保険料の所得基準の変更について		
主管課	福祉部介護保険課		

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (高柳課長補佐)	定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第2回本庄市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。 申し遅れましたが、本日の司会進行を務めさせていただきます、介護保険課の高柳と申します。よろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、本日、丸橋委員及び櫻井委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。 また、第1回運営協議会においてご紹介いたしました太田様が本日ご出席いただいております。初めてご出席となりますので太田委員に自己紹介を兼ねて、一言お願いしたいと思います。 (太田委員自己紹介) ありがとうございました。 それでは開会にあたりまして、高橋会長からご挨拶をお願いいたします。
高橋会長	皆さんこんにちは。ご紹介いただきました会長の高橋でございます。ご多忙中、また寒い中会議にご出席いただきありがとうございます。改めまして日頃より、委員の皆様には、各分野からご参集いただき市の介護保険運営につきましてご協力いただき、誠にありがとうございます。現在、本庄市では令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第10次本庄市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の実施中でございます。本日の協議会は本年度2回目となりますが、議題はお手元にありますように、報告事項4件とその他でございます。議事の進行が活発かつスムーズに進行しますようよろしくお願い申し上げます。
事務局 (高柳課長補佐)	ありがとうございました。 議題に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。 (配布資料確認) 配布資料については以上になりますが、不足等がございましたらお申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。 (なし) 先程、丸橋委員及び櫻井委員の2名について欠席があるをご報告させていただきましたが、本庄市介護保険運営協議会委員の定数につきましては、本庄市介護保険条例第14条第1項により15名となっております。本日の出席委員は13名でございまして、2分の1以上に達しておりますので条例第16条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますこ

	とをご報告申し上げます。 それでは、議題に入らせていただきます。 議長は、介護保険条例第 16 条第 1 項の規定に従い、会長にお願いいたします。
高橋議長	議題の進行につきまして、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 まず議事録署名人の指名を行います。本日は名簿順で森委員と菌部委員に議事録署名人をお願いいたします。 それでは（１）地域密着型サービス事業者公募について事務局からの説明をお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
高橋議長	ありがとうございました。それではただいまの報告につきまして、ご質問ございましたらご発言をお願いします。
堀口副会長	地域密着型サービス事業者について、令和 6 年度は終了していて、また引き続き、令和 7 年度以降で募集をするかと思われませんが、その中で資料 1-2 の 1 ページ目、3 応募の要件の（６）に「法人及び代表者、役員が介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び同法第 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しないこと」とありますが、こちらの説明をお願いいたします。 それと、同じ資料の 11 施設等整備の補助金についてとありまして、「補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください」とありますが、不交付になっても応募する事業者がいるという理解でよろしいでしょうか。以上二点お伺いします。
高橋議長	事務局からの回答をお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	一点目のご質問の介護保険法第 78 条の 2 及び介護保険法第 115 条の 12 については、多岐に渡りますが、一つの例といたしまして人員等が国の定める基準を満たしているかどうか等が規定されています。介護保険法第 78 条の 2 は地域密着型サービス、第 115 条の 12 は介護予防地域密着型サービスの規定がされているものとなっております。 もう一点の補助金の件ですが、公募に応募する大きなメリットとしましては、県から補助金がいただけるというのが一つとしてございます。ただ、県の予算の範囲内の補助金の交付となりますので、公募に応募いただいて選定されたとしても必ず補助金がもらえるものではありません。それを踏まえまして、補助金が出なかった場合もそれを加味したうえで計画を立てていただきたいということで、こちらを記載しています。

高橋議長	他にございますか。
大塚委員	資料 1-1 の説明にあった、令和 7 年度整備の事業者の応募がなかったということですが、その場合は応募がなくてもいい、そのまま問題ないということなのですか。それとも探す努力をするということなのですか。
高橋議長	どうぞ事務局から。
事務局 (高柳課長補佐)	応募がなかった二つのサービスにつきましては、ここ数年公募をしていますが、応募事業者は見つかっていないという状況です。今後も引き続き公募はしていきたいと考えております。
高橋議長	公募はちなみに何年目ですか。
事務局 (高柳課長補佐)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成 28 年度以降、応募はない状況となっていると思います。小規模多機能型居宅介護も平成 29 年度から公募はしていますが応募はない状況となっております。
高橋議長	去年もお聞きした記憶がありますが、応募がない一番の理由は何でしょうかね。
事務局 (丸山課長)	前回の運営協議会時にも募集の努力をとご指摘をいただき、一部お話をさせていただいて、本日も資料 1-1 の中に、広報に掲載した定期巡回等のサービスがどんなサービスなのかという記事を書かせていただいています。これまでは応募の条件だけでしたが、まずはサービスを要望される可能性がある方に知っていただいて、それだけで全部解決することではないですが、努力の一つとして、始めさせていただいています。
高橋議長	もう一つ、細かいことですが、資料 1-1 の 2 に記載されている令和 8 年度整備事業（2）公募スケジュールの中で、「本庄市及び本庄市周辺に所在する社会福祉法人に募集要領を郵送」とありますけれど、この本庄市周辺ってというのはどういうことですか。具体的に。
事務局 (高柳課長補佐)	小規模特養について募集要領をお送りさせていただいた社会福祉法人ですけれども、児玉郡市に所在します社会福祉法人と深谷市の旧岡部地域に所在する社会福祉法人に送付させていただいております。
高橋議長	わかりました。それとですね、現在応募受け付け中ということでもありますけれども今のところ応募者はございますか。まだ 0 ですか。
事務局 (高柳課長補佐)	現在のところはまだ応募は来っていない状況でございます。

高橋議長	それから、資料の最後に令和7年5月中旬から6月下旬、もし応募があった場合「介護保険運営協議会へ諮問」とありますが、この期間というのは、第1回運営協議会が開かれる時期ということですね。
事務局 (高柳課長補佐)	そのとおりでございます。
高橋議長	はい、わかりました。ほかに何かご質問ございますか。 (なし) それではないようですので次、(2) 本庄市介護保険事業概要について説明をお願いいたします。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
高橋議長	ありがとうございます。今の説明につきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。
堀口副会長	資料に目を通してきたのですが、その中で質疑させていただきます。まず3ページですが4の要介護認定の種類とサービスがございます。で、要支援1から要介護5まであり、その下に「非該当」とあるのですが、そちらの説明をお願いいたします。 それと、8ページですが、「介護保険による地域支援事業」ということで、各事業が掲載されているのですが、介護予防普及啓発事業の一番下の枠に認知症簡易チェックシステム2,114名とあるのですが、これはどこでどのような形でチェックを行っているのかという説明をお願いいたします。 それとその下に、地域介護予防活動支援事業と、その下、地域リハビリテーション活動支援事業とあるのですが、具体的に説明をお願いいたします。 それと、9ページの一番下、生活支援体制整備事業の下から3つ目、スーパーへの移動支援(社会福祉法人公益事業等)とその2つ下の市民ポプラサロン(畑サロン)のご説明をお願いいたします。 それと10ページですが、下の枠、家族介護支援事業の一番上の枠に介護者交流会(リフレッシュ事業)とあります。延べ人数が17名で、実施回数については斜線になっているのですが、説明をお願いいたします。 それと12ページに本庄市介護認定審査会ということで、こちらにいらっしゃる先生方にも審査いただいているのですが、年の開催回数131回とありますが、具体的に例えば週に何回行われているのか教えていただければと思います。 次に15ページです。令和5年度の本庄市介護保険料の収納状況とあるの

	ですが、特別徴収、普通徴収があります。その表に、還付未済額と収納未済額があります。この説明をお願いいたします。下の表の不納欠損額がございしますが、これについての説明をお願いいたします。 それと 20 ページです。令和 5 年度地域支援事業費の状況で、02 一般介護予防事業費とあります。そこに、はにとれ教室、いきいき教室、はにぽんお口の健康体操等に 244 万 9,000 円程支出がありますが、これは先生方の報償費なのか、何回くらい実施しているのか、ご説明をお願いいたします。
高橋議長	はい、では事務局説明してください。
事務局 (丸山課長)	順番が前後してしましますが、私の方からは 15 ページからご質問いただきました収納状況の、還付未済額、収納未済額、不納欠損額についてご説明をさせていただければと思います。 まず、表の一番上の欄を見ていただくと、調定額と決算額というものがあります。一番左の調定額が、特別徴収、普通徴収と納め方はあるのですが、介護保険の第 1 号被保険者の方に納めていただく、ご負担いただく合計額が調定額という形になります。その隣の決算額が実際に入ってきたお金で、この調定額から決算額を引いたものが、収納未済額という形になります。その中での還付未済額は、調定された年度において終了したのですが、お返しすべき金額の合計になります。どういう例があるかといいますと、例えば特別徴収ですと、年間 12 ヶ月分の保険料を年 6 回の年金天引きで納めていただく形になりますが、残念ながら年度途中でお亡くなりになってしまいますと、その月までの月割りの計算をしまして、保険料で納めていただいた部分に変更になりまして、納め過ぎになってしまった分につきまして、翌年 5 月 31 日までの出納閉鎖の期間にお返しをする処理ができなかったものが、還付未済という形になります。そして、特別徴収でも、年額の再計算があったりするのですが、例えば普通徴収の方で口座振替以外の方ですと、口座の振り込みによってお返しする方法になるのですが、それをお知らせする通知を出してからのご返送をいただくのが遅くなってしまっているという例もございます。 下の段に移りまして不納欠損額ですけれども、第 1 号の保険料につきましては、介護保険法第 200 条に基づきまして、時効が 2 年間となっております。督促状を出したりするのですが、2 年の時効というものが、期別ごとに、年度途中で債権としてはどんどん消滅していく形になり、最終的に納めに至らなかった金額を、財務会計の処理として欠損するのが不納欠損額という形

	になりまして、その合計額を記載したものとなります。
高橋議長	続けてください。
事務局 (内田課長)	私からまず 3 ページの 4 要介護認定の種類とサービスの中で非該当についてご説明をさせていただければと思います。非該当になりました場合、介護保険の地域支援事業、総合事業と呼ばれるものなのですが、こちらの中に訪問型サービス、通所型サービスがある介護予防・生活支援サービス事業、それから、次の 8 ページでご説明させていただきますが、一般介護予防事業、こちらの利用ができるものでございます。ただし、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、基本チェックリストを受けていただきまして、事業対象者と判定された場合に利用できるものでございます。 続きまして 8 ページ、一般介護予防事業についてご説明をさせていただければと思います。 まず、地域介護予防活動支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、はにぼん筋力トレーニングがございまして、椅子を使った運動で、生活動作に必要な筋力を鍛え、元気な身体を作り、いつまでも自分らしくいきいきと過ごしていくことを目的とした教室となっております。 それからあたまとからだの健康教室というのがございまして、計算やゲームを取り入れながら、みんなで楽しく頭を使った脳トレや簡単な運動、筋力トレーニングになりますけれども、こちらを行い、認知症、閉じこもりを防ぎ、いつまでも自分らしくいきいきと過ごしていくことを目的とした教室となっております。 また、地域リハビリテーション活動支援事業になりますけれども、こちらにつきましては、いきいき教室というのがございまして、楽しく、簡単な体操等を行い、転倒や認知症を防ぎ、いつまでも自分らしくいきいきと過ごしていくことを目的とした教室となっております。 それから、はにぼんお口の健康体操ですけれども、こちらは口の周りの体操やマッサージを行うことで、美味しく楽しく食べるための機能向上をするだけでなく、誤嚥予防や肺炎など上気道感染予防にもなる教室でございます。 続きまして、認知症簡易チェックシステムにつきましては、こちらは市のホームページにおきまして、「これって認知症？」、「私も認知症？」ということで、ご自身が認知症の可能性があるですとか、ご家族がこういったチェックをできるシステムを市のホームページで公開しているものでございます。

	続きまして、9 ページの生活支援体制整備事業についてご説明をさせていただきます。 まずスーパーへの移動支援ですけれども、こちらにつきましては生活支援体制整備事業の中での第2層協議体で、本庄東地域と本庄南地域で行っておりまして、社会福祉法人のご協力を得まして、自宅からスーパーまでのお買い物支援を行っているものでございます。 それから市民ポプラサロンですけれども、こちらは児玉地域の第2層協議体で行っておりまして、高校生と高齢者が交流をする事業となっております。 それから 10 ページの家族介護支援事業の中の家族者交流会（リフレッシュ事業）で、実施回数が斜線になっているところなのですが、こちらはすみません、訂正をさせていただければと思います。実施回数が2回となっておりますので、こちら斜線ではなく2回で訂正をお願いします。 最後に、20 ページの一般介護予防事業の主な経費ですけれども、こちらにつきましては、はにとれ教室、いきいき教室、はにぼんお口の健康体操等、そちらにかかっている謝金が主なものになってございます。
堀口副会長	8 ページに先程説明いただいたように、はにとれサポーター養成講座とかフォローアップ研修とか、健康体操とかありますけれども、これのということでしょうか。今の 20 ページの一般介護予防事業の謝金ということで 244 万円は、はにとれ教室、いきいき教室、はにぼんお口の健康体操等と備考欄に書いてありますので、これが8ページの事業に使われているということでしょうか。
事務局 (内田課長)	こちらの方にもありました教室の謝金になってございます。 それと一点説明の中で不足した部分があったので、追加でご説明をさせていただければと思います。3 ページの非該当の部分ですね、基本チェックリストを受ける場合、こちらを受ける場所につきましては地域包括支援センターとなっておりますのでよろしくお願いいたします。
事務局 (高柳課長補佐)	すみません、もう一点こちらから説明させていただきます。 12 ページの本庄市介護認定審査会の頻度についてなんですけれども、介護認定申請は毎日のように申請がございまして、審査会も委員の先生方のご協力を得まして、定期的を開催しておりまして、大体週に2回から3回開催しておりまして、ここにありますように年間の開催回数といたしましては、令和5年度は131回ということになっております。
事務局	補足でご説明させていただきますけれども、記載にあるとおり、医療関係

(丸山課長)	の方が 14 名、保健関係の方が 4 名、福祉の方から 7 名、合計 25 名の方が委員さんとして委嘱をさせていただいているのですが、こちらの 25 名の方を 5 人ずつの 5 班体制、月曜日から金曜日まで曜日ごとに分かれていただいて、それぞれ開催をさせていただいている形になっております。
堀口副会長	よろしいですか。8 ページの認知症簡易チェックシステムが市のホームページで公開しているとご説明があったのですが、延べ人数が 2,114 名とありますが、利用した人数はわかるのでしょうか。
事務局 (内田課長)	認知症簡易チェックシステムにつきましては、委託会社の方で集計等も行っておりますので、細かい数字はこちらもいただいておりますような状況でございます。
高橋議長	他に何かございますか。ご意見でも結構です。 なければ私から。8 ページの地域リハビリテーション活動支援事業の中で、はにぼんお口の健康体操とありますよね。これはエントレとかの補助器具はここでは使っていますか。
事務局 (山口係長)	おしゃぶりを活用した体操になっていまして、歯科医師会の先生に考案していただいた体操を取り入れさせていただいております。市内のはにとれ教室ですとかそういった高齢者の集まりなどで、DVD や紙面で解説した解説書をお配りさせていただいて実施していただいている状況です。エントレを使わずにおしゃぶりを活用させていただいています。
高橋議長	はい、わかりました、使っていないということですね。
竹内委員	基本的には市の方でエントレの代わりにおしゃぶりを使った体操なのですが、以前よりラビリンを使っている地域がありまして、そういうところでは筋トレと一緒にラビリンを使ってトレーニングしているところもあると聞いています。
高橋議長	ありがとうございます。それからですね、21 ページの準備基金の状況で、決算年度末現在高が書いてありますけれども、本庄市の規模の自治体では、この程度の額でしょうか。どうですかね。
事務局 (丸山課長)	基金の方の残高なのですが、昨年、保険料を決める際に、各市町村の情報とかを県から情報提供をいただいたりする部分はありますが、一概に同規模だから同じ規模の金額ということではなかったと思います。こちらにつきましては、例えば目安としてこのぐらいの残高を残すようにということも特に定められておりませんので、例えば一つの例としては、給付費のお支払いとして負担する額の 1 か月、2 か月分というところで、目安に残しますよって

	いうのを掲げている市町村はあったかなと思います。
高橋議長	国からの、その準備基金のですね、標準の額の定義がないということですね。わかりました。 他にご質問ございますか。 (なし) よろしいですかね。それではないようですので、続きまして議題（３）地域密着型サービスについて、事務局からの説明をお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
高橋議長	はい、今の説明につきまして何かございますか。 (なし) よろしいですね。それではないようですので、続きまして議題（４）介護給付費等に関するモニタリング等について、事務局からの説明をお願いします。
事務局 (高柳課長補佐)	(資料に基づき説明)
高橋議長	それでは今の説明についてご質問ございますか。
堀口副会長	資料４-１の３認定者数と認定率で、要支援２の乖離が大きくなっているというふうにご説明があったのですが、私が見る限りでは乖離が大きくなっていないと思うのですが、もう一度その数字の説明をお願いいたします。
高橋議長	どうぞ。
事務局 (高柳課長補佐)	要介護度別の乖離を表しているものが一番下側になりまして、対計画比の要支援２の欄を横に見ていただくと、計画と実績の乖離のパーセントが、令和３年度が８７％、令和４年度が８３％、令和５年度が８２％となっており、計画と実績の乖離が一番大きい場所になっているものでございます。
高橋議長	よろしいですか。他にごございますか。
太田委員	数点あるのですが、まず資料４-１の３で７期と８期の実績値、令和２年度と令和５年度を比べたときに、本来令和２年度から実績値の要介護認定者数が増加していくっていうのが、自然的な増え方になろうかと思うのですが、恐らくこれはコロナの影響か何かで、令和２年度と令和５年度を比べたときにそんなに差がないのかなっていうのが持論なんですけれどもありまして、

	特別会計予算を作るときに今後の増え方っていうのは第9期に向かってどういう流れでいくのかなっていうのを教えていただきたいなと思うと、この表の実績値の令和5年度の認定者数と資料2の4ページの本庄市の認定者数は、年度初めと年度終わりで数が違うのかなって思ったのと、もう一点で最後ですが、資料4-2の見える化の表の中で、全国値、例えば訪問介護の使った額の見える化をされてらっしゃると思うのですが、地域加算、本庄市はその他の地域なので1単位10円です。ただ特別区と比べると1単位の単価が全く違いますが、その辺の額っていうのは、地域加算加えた額で見える化されているのかどうか教えてください。
事務局 (高柳課長補佐)	三点ご質問があったかと思います。 一点目の認定者数の推移なのですが、令和2年度と比較いたしまして、令和5年度が思ったより伸びていないというお話がございまして今後の見込みをどのように見込んでいるかという話ですが、第9期の介護保険事業計画としましては、認定者数は今後ずっと増えていく傾向で考えております。実際、直近の令和6年度に入りましての伸び率が結構伸びている状況で、認定者数は今後も右肩上がりであると計画しております。 続きまして、二つ目の被保険者数の違いがあるというお話かと思います。先程ご説明させていただいた資料2の令和5年度介護保険事業概要の3ページに書かせていただいています、第1号被保険者数の人数ですが、こちらの方は、表の右下にちょっと小さくなりますが、住民基本台帳という米印がついていまして、こちらは、住民基本台帳上の65歳以上の人口をこちらには表記させていただいているものです。実際の被保険者数につきましては、ちょうどこの表の下に住所地特例対象者というものが、資料2の3ページの中段にあります住所地特例対象者が224人、その下の他市町村住所地特例者っていうのが443人となってございまして、本庄市につきましては、人口上の第1号被保険者より、住所地特例の対象者の概況を受けまして、被保険者がその分少ない状況となっておりますことから差し引くとちょうど被保険者の数字と、ぴったりではありませんが、ほぼ同じ数字となっているものでございます。 続きまして資料4-2の見える化システムで算出した数値が、本庄市は1点あたり10円という区域となっておりますけれども、他市、別の地域ではもっと高い地域もございまして、そういうのを加味しているのかということだと思うのですが、すいませんすぐ確認は取れませんが、恐らく比較することとしているシステムとなっておりますので、1点当たりの単価って

	というのは調整された形で表記されているものだと思います。確認を後でさせていただきますと存じます。
高橋議長	よろしいですか。他にありますか。
竹内委員	資料 4-2 ですけれども、比較地域で行田市が入っていますが、それを選んだ理由と、どのような意味があるのか教えていただきたい。
事務局 (丸山課長)	比較の対象として本庄市が行田市さんを選ばせていただいたってことではなく、見える化システムの中で例えば県北の人口数が同じような市町村を自動的に選んでくるようなシステムになっていたかと思います。そのため近隣で人口規模が同じという形になりますと行田市さんが近いのかなということで行田市さんとの比較が出てくる形になるかと思います。
高橋議長	よろしいですか。では岡田委員さん。
岡田委員	1 点だけ。資料 4-1 の目的のところ、なぜこれを見える化しているかっていうのが書いてあって、このモニタリングをやって、「本市の保険者機能の強化を図るものである」と書いてあるのですが、この後この資料を見せられた後、どう機能強化を図るか具体的に説明があると思っていいですか。私の質問は以上です。
高橋議長	事務局から回答をお願いします。
事務局 (丸山課長)	ご質問いただいた点ですけれども、正確な回答になるかどうか分からないのですが、まずは計画と実績との乖離が大きくないということを皆さんにご報告するとともに、これを公表しますと、保険者機能強化の交付金のポイントの対象になりますので、そういったことで運営協議会にご報告させていただいたり、ホームページ等でご紹介させていただく形になりますが、こういった表現がいいかどうかというのはもう一度検討させていただきますけれども、こういったことをご報告させていただくというのが対象のポイントとなっていることで報告をさせていただきます。 もしあるとすれば、乖離が大きいときに、その原因を資料 4-2 等から探って改善すべき点を出していくっていうようなこととお考えいただければと思います。足りない状況なので、強化を図るっていうよりは、今、状況をご確認していただくっていうような形でご承知いただければと思います。
岡田委員	わかりました。乖離の確認が目的で強化が目的ではない。それで乖離をしている場合は乖離を小さくすることが目的で、強化は目的ではないってこと

	ですか。
事務局 (丸山課長)	乖離を減らすっていうのが例えばその利用サービスが少ないとかっていうことであるとすれば、保険者としてやるべきことを探し出すという形になってくると思います。
岡田委員	今度はその視点で事前に資料を見てきます。ありがとうございます。
高橋議長	他にございますか。
須藤委員	資料 4-2 の「訪問介護は、給付月額、利用日数・回数ともに全国平均よりかなり少ない」ということで、本庄市が令和 5 年度は 16.2 で全国平均が 27.2、行田市が 19.3 ということでかなり少ないとなっていますが、訪問介護のサービス事業所が少ないということでしょうか。もし少ないなら、なぜ公募について、本庄地域はしておらず、児玉地域になっているのでしょうか。
高橋議長	事務局から回答してください。
事務局 (高柳課長補佐)	ご質問の本庄市の訪問介護が全国と比べ、また行田市さんと比べても確かに少なくなっている状況でございます。こちらの理由といたしましては、はっきりとわからないのが正直なところなのですが、例えばサービス提供がなくて、使えない方がいて本当は週 3 回使いたいのに週 2 回にしているとかっていう事由があるとするならば、この回数が減ってくるという可能性もあるかと思うのですが、実際使いたい人が使えないかその辺の理由は把握できていない状況でございます。 児玉地域で募集しているのは、訪問介護ではなくて定期巡回の訪問介護サービスとなっております。
高橋議長	よろしいですか。
須藤委員	そうですね。足りていないっていうことに対して、確かに需要はどれぐらかわからないのですが、確実に数値として、この差があるっていうことで、やはり必要としているけど、サービスが受けられない方っていうのがかなりいると思うので、そこに対応してほしいと思っています。
高橋議長	事務局どうですか。
事務局 (高柳課長補佐)	この数字がなぜ低く出ているかという分析がどこまでできるかわかりませんが、実際使いたい人が使えない状況があるとするならば、市として何かやっていかなければならないというふうには考えております。

高橋議長	はい、他にございますか。
菌部委員	今のところに関連してなんですけど、訪問看護の利用数が全国平均と比べると多いので、もしかすると、訪問介護の部分として看護をある程度、そちらの方を利用されているかなというところもあったかなと思いますが、その辺の分析はどうですか。
事務局 (高柳課長補佐)	そうですね、そのあたりも可能性としてはあると思います。また同じように、デイサービスについても全国と比べまして多いような形ですので、もしかしたらサービス間で、受けているサービスは違いますけれども、そこを補っている部分がある可能性はあるかと思いますが、その辺は研究していきたいと思います。
高橋議長	あの、一ついいですか。市全体として見る場合、認定者数におけるサービス利用者、要するに受給率ですね。それがどのくらいかっていうのが大事だと思うのです。資料 4-2 に出てくる表の中で、認定率がいわゆる 65 歳以上の方、その中で認定者数っていうことでいいかと思いますが、受給率に関しては、分母は何になっていますか。 65 歳以上の対象者全員が分母ってことでよろしいのでしょうか。
事務局 (高柳課長補佐)	そうですね。
高橋議長	それで、その中の受給者数ということですね。
事務局 (高柳課長補佐)	そうですね。分母が第 1 号被保険者数のうち認定を受けていて利用していた方の数となっています。
高橋議長	結局ここで一つ数字として必要だと思われるのは、いわゆる認定された方がたくさんいるわけですけども、その中で実際にサービスを利用している方の割合ですよね。これ実は、認定審査をやって常に感じていることなのですが、これが数値として出ませんかってことを聞きたいのです。ですから、全体の認定された方の中で、サービス利用されている方ってどのくらいの割合になりますか。そこを見ることによってですね、先程の色々な種類のサービスの中の個々の比較をするっていうことじゃないのですが、全体としてどのくらいサービスが使われているかっていうのが見えてくると思うのです。今ここで数字を出さないで結構です。一応そういうことも指標の一つと考えてもいいかなと。そういう提案だけです。
事務局	ありがとうございます。

(高柳課長補佐)	
高橋議長	他に何か、よろしいですかね。ございませんか。 (なし) それでは、報告事項につきましてはこれで終わりいたします。続きましては、その他についてございますか。
事務局 (高柳課長補佐)	一点だけ事務局から。次回の協議会ですけれども、令和7年の5月から6月にかけて開催させていただければと存じますので、また通知等は改めて送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。
高橋議長	それでは、これで本日の日程を終了いたします。 スムーズな進行のご協力、ありがとうございました。
事務局 (高柳課長補佐)	ありがとうございました。 それでは最後に閉会のあいさつを堀口副会長よりお願いしたいと存じます。
堀口副会長	お疲れ様でございました。 色々ご意見をいただきまして、今後の介護保険の計画作成するにあたっての資料にさせていただければと思います。 これをもちまして、令和6年度第2回本庄市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。